

(名称)

第 1 条 本会は、大阪市立大学同窓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、大学と会員との連携・交流ならびに会員相互の連携・交流を図るとともに大学の発展を支援することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1)大学の発展を支援する事業
- (2)大学と会員との連携・交流ならびに会員相互の連携・交流に関する事業
- (3)各同窓会が行なう諸活動を支援する事業
- (4)その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第 4 条 本会は、下記の会員をもって構成する。

- (1)正会員・・・卒業生(前身校を含めた全ての卒業生)
- (2)準会員・・・在学生(学部学生、大学院学生)
- (3)賛助会員・・・本会目的に賛同し事業活動を支援する個人及び団体

(本部)

第 5 条 本会は、本部を大阪市住吉区杉本3丁目3番138号大阪市立大学内におく。

なお、本会の事務局は本部内におく。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 8名(各同窓会の代表1名が基本、但し有恒会は2名で構成)
- (3)監事 若干名

(役員を選任・任期)

第 7 条 役員を選出にあたっては、総会で承認を受ける。また役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により、選出された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

(役員職務)

第 8 条 会長は本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は本会の会計及び会務について監査するとともに、役員会に出席し意見を述べるができるものとする。

(会の運営と会務の執行)

第 9 条 本会の運営組織として役員会及び会長・副会長会をおく。

- 2 役員会は会長・副会長及び監事をもって構成する。
- 3 役員会は会長の招集により以下の事項を審議しこれを決定する。但し、監事は決定には加わらないものとする。

- (1)事業計画案及び事業報告案
- (2)予算案及び決算案
- (3)会則の改廃に関する案
- (4)会務に関する重要な事項及びその他会長が必要と認めた事項
  - 4 会長・副会長会は会長及び副会長をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、会務を審議し決定する。またその実行機関として常設委員会等各種委員会を設置することができる。
- 5 本会の会務の執行は、会長が会長・副会長会の補佐の下に行なう。

(総会)

第 10 条 本会の定期総会は年1回、11月に開催する。

- 2 総会は正会員をもって構成する。
- 3 総会は会長が招集し、議長として総会に次の事項を付議しその承認を受けなければならない。
  - (1)事業計画及び収支予算
  - (2)事業報告及び収支決算
  - (3)資産管理に関する事項
  - (4)会則の改廃に関する事項
  - (5)その他役員会が必要と認めた事項
- 4 総会の議事は正会員である出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めたとき臨時総会を開催することができる。

(会計)

第 11 条 本会の活動に伴う経費は下記をもって充てる。

- (1)大学支援事業費
- (2)各学部同窓会から拠出される負担金
- (3)個人及び団体からの寄附金
- 2 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

付則

(施行期日)

本会則は平成28年11月3日から施行する。